

第2回太良町議会（定例会第1回）

平成30年3月5日～3月14日

議 案

平成30年第2回太良町議会（定例会第1回）

会期（案）

会 期 10日間（3月5日～3月14日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	3. 5	月	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の施政方針及び提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	3. 6	火	（ 議 案 調 査 ）		
第 3 日	3. 7	水	本 会 議	9時30分	一般質問
第 4 日	3. 8	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	3. 9	金	（ 議 案 調 査 ）		
第 6 日	3.10	土	休 会	—	
第 7 日	3.11	日	休 会	—	
第 8 日	3.12	月	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決
第 9 日	3.13	火	本 会 議	9時30分	議案審議
第10日	3.14	水	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

平成30年第2回太良町議会（定例会第1回）

議事日程第1号

第1日目 3月 5日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第 2号～議案第23号 諮問第 1号 町長の施政方針および提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会 経済建設常任委員会 議会広報編集特別委員会

提 出 議 案 目 録

- 議案第 2 号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 議案第 9 号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第10号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第11号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第12号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第13号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第14号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第15号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第16号 平成29年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第17号 平成30年度太良町一般会計予算について
- 議案第18号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第19号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
- 議案第21号 平成30年度太良町簡易水道特別会計予算について
- 議案第22号 平成30年度太良町水道事業会計予算について
- 議案第23号 平成30年度町立太良病院事業会計予算について

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

上記のとおり

平成30年3月5日

太良町長 岩 島 正 昭

議 員 派 遣 の 報 告

平成30年 3月 5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 平成29年度 杵藤地区町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議会活動の活性化と議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 大町町総合福祉保健センター
- (3) 期 間 平成30年2月16日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、下平議員、久保議員、所賀議員、田川議員
竹下議員、待永議員

議案第 2 号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したい
ので、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律により、国民健康保険における財政責任主体
が県になることに伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生
じたため、この案を提出する。

別紙

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

第1条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」

の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、
「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第7条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第26条の2第2項中「場合には」を「に当たり」に、「を提示しなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町特別会計条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別会計条例（昭和 39 年太良町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号を次のように改める。

（2）削除

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平成 30 年度から山林特別会計を廃止し、一般会計に移行することから太良町特別会計条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出する。

議案第4号

太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例の制定
について

太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したい
ので、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町営山林育成基金条例の一部を改正する条例（案）

太良町営山林育成基金条例（昭和46年太良町条例第17号）の一部を次の
ように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第4条中「太良町山林特別会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に
改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成30年度から山林特別会計を廃止し、一般会計に移行することから太良
町営山林育成基金条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出する。

議案第 5 号

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険条例（昭和34年太良町条例第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「法令に定めある」を「法令に定めがある」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険の広域化に伴い、太良町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

議案第 6 号

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 57 年太良町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表の区分の欄中「太良町国民健康保険運営協議会委員」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

太良町国民健康保険条例の一部改正に伴い、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

議案第7号

太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町後期高齢者医療に関する条例（平成20年太良町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2号において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
- 附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び 融資額の限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を次のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（平成13年太良町条例第15号）第2条及び第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

1. 事業の指定 園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金

2. 融資の限度額

融資の種目	金 融 機 関 名	限 度 額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	80,000,000円

（提案理由）

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第9号

平成29年度太良町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,038,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年3月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		83,392	△6,558	76,834
	1. 分担金	2,265	△258	2,007
	2. 負担金	81,127	△6,300	74,827
12. 使用料及び手数料		49,556	△42	49,514
	1. 使用料	26,584	△42	26,542
13. 国庫支出金		848,506	△81,959	766,547
	1. 国庫負担金	358,389	△91	358,298
	2. 国庫補助金	484,929	△81,479	403,450
	3. 委託金	5,188	△389	4,799
14. 県支出金		453,872	△19,220	434,652
	1. 県負担金	225,869	△4,121	221,748
	2. 県補助金	207,391	△13,995	193,396
	3. 委託金	20,612	△1,104	19,508
15. 財産収入		9,890	11,425	21,315

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1. 普通財産運用収入	9, 8 8 5	1, 4 3 9	1 1, 3 2 4
	2. 普通財産売却収入	5	9, 9 8 6	9, 9 9 1
16. 寄附金		8 0 0, 0 0 2	5 0, 0 0 0	8 5 0, 0 0 2
	1. 寄附金	8 0 0, 0 0 2	5 0, 0 0 0	8 5 0, 0 0 2
17. 繰入金		9 2 4, 5 9 6	△1 3 7, 2 7 6	7 8 7, 3 2 0
	2. 基金繰入金	9 1 4, 9 2 5	△1 3 7, 2 7 6	7 7 7, 6 4 9
19. 諸収入		1 1 5, 5 3 4	1, 5 5 4	1 1 7, 0 8 8
	5. 雑入	6 5, 1 7 3	1, 5 5 4	6 6, 7 2 7
20. 町債		5 9 6, 5 8 7	△7 1, 3 0 0	5 2 5, 2 8 7
	1. 町債	5 9 6, 5 8 7	△7 1, 3 0 0	5 2 5, 2 8 7
歳 入 合 計		7, 2 9 2, 3 4 7	△2 5 3, 3 7 6	7, 0 3 8, 9 7 1

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		81,645	△1,820	79,825
	1. 議会費	81,645	△1,820	79,825
2. 総務費		2,028,095	18,947	2,047,042
	1. 総務管理費	1,895,496	34,028	1,929,524
	2. 徴税費	93,656	△7,939	85,717
	3. 戸籍住民基本台帳費	30,607	△6,038	24,569
	4. 選挙費	6,392	△1,104	5,288
3. 民生費		1,646,143	△38,818	1,607,325
	1. 社会福祉費	1,113,964	△40,809	1,073,155
	2. 児童福祉費	532,177	1,991	534,168
4. 衛生費		618,272	△44,961	573,311
	1. 保健衛生費	438,571	△44,176	394,395
	2. 清掃費	179,701	△785	178,916
6. 農林水産業費		488,356	△22,572	465,784

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1. 農業費	244,877	△20,250	224,627
	2. 林業費	76,257	△802	75,455
	3. 水産業費	167,222	△1,520	165,702
7. 商工費		227,012	△10,041	216,971
	1. 商工費	227,012	△10,041	216,971
8. 土木費		722,070	△113,956	608,114
	1. 土木管理費	37,386	△2,194	35,192
	2. 道路橋梁費	348,045	△73,566	274,479
	3. 河川費	2,210	△361	1,849
	5. 住宅費	334,201	△37,835	296,366
9. 消防費		202,963	△5,380	197,583
	1. 消防費	202,963	△5,380	197,583
10. 教育費		778,003	△31,442	746,561
	1. 教育総務費	79,099	△1,685	77,414
	2. 小学校費	78,134	△3,169	74,965

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3. 中学校費	81,174	△4,672	76,502
	4. 社会教育費	106,034	△3,085	102,949
	5. 保健体育費	433,562	△18,831	414,731
11. 災害復旧費		927	△67	860
	1. 農林水産施設災害復旧費	67	△67	0
12. 公債費		483,859	△3,266	480,593
	1. 公債費	483,859	△3,266	480,593
歳 出 合 計		7,292,347	△253,376	7,038,971

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	漁業経営構造改善事業費補助金	937
合 計			937

第3表 債務負担行為補正

変 更

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
太良町定住促進住宅整備事業費	補正前	平成28年度から平成59年度まで	1,021,138
	補正後	平成28年度から平成59年度まで	1,011,225
光情報通信基盤整備事業負担(補助)金	補正前	平成29年度から平成30年度まで	250,000
	補正後	平成29年度から平成30年度まで	220,000

第4表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路改良事業 (辺地対策事業)	40,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共 団体金融機構 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には、その債権者と協 定するものによる。ただ し、町財政の都合によ り、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に 借換えすることができ る。	25,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共 団体金融機構 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には、その債権者と協 定するものによる。ただ し、町財政の都合によ り、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に 借換えすることができ る。
過疎対策事業	426,100	〃	〃	〃	369,300	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
11. 分担金及び負担金	83,392	△6,558	76,834	
12. 使用料及び手数料	49,556	△42	49,514	
13. 国庫支出金	848,506	△81,959	766,547	
14. 県支出金	453,872	△19,220	434,652	
15. 財産収入	9,890	11,425	21,315	
16. 寄附金	800,002	50,000	850,002	

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
17. 繰入金	924,596	△137,276	787,320	
19. 諸収入	115,534	1,554	117,088	
20. 町債	596,587	△71,300	525,287	
歳 入 合 計	7,292,347	△253,376	7,038,971	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	81,645	△1,820	79,825				△1,820
2. 総務費	2,028,095	18,947	2,047,042	△5,740		△48,223	72,910
3. 民生費	1,646,143	△38,818	1,607,325	△10,269		△9,800	△18,749
4. 衛生費	618,272	△44,961	573,311	△3,636		△16,600	△24,725
6. 農林水産業費	488,356	△22,572	465,784	△6,455		△2,258	△13,859
7. 商工費	227,012	△10,041	216,971	△24	△900	△1,200	△7,917
8. 土木費	722,070	△113,956	608,114	△74,511	△68,100		28,655

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	202,963	△5,380	197,583		△400	△2,783	△2,197
10. 教育費	778,003	△31,442	746,561	△544	△1,900	△3,442	△25,556
11. 災害復旧費	927	△67	860				△67
12. 公債費	483,859	△3,266	480,593				△3,266
歳出合計	7,292,347	△253,376	7,038,971	△101,179	△71,300	△84,306	3,409

2 歳 入

(款) 11. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 農林水産業費分担金	2,265	△258	2,007	1. 農業費分担金	△65	土地改良事業費分担金(単独) (50%)・(35%)
				2. 水産業費分担金	△193	漁場環境保全創造事業費分担金 (12.5%)
計	2,265	△258	2,007			

(款) 11. 分担金及び負担金 (項) 2. 負担金

1. 民生費負担金	81,123	△6,300	74,823	1. 社会福祉費負担金	△6,300	老人ホーム入所者等負担金	△1,753
						地域支援事業費負担金	△4,547
計	81,127	△6,300	74,827				

(款) 12. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

7. 教育使用料	1,066	△42	1,024	3. 保健体育使用料	△42	艇庫使用料	
計	26,584	△42	26,542				

(款) 13. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	358, 198	△91	358, 107	1. 社会福祉費負担金	△1, 851	保険基盤安定負担金 (1/2) △301
						障害者自立支援給付費負担金 (1/2) △1, 100
						障害者医療費負担金 (1/2) △450
				2. 児童福祉費負担金	1, 760	児童措置費負担金 (1/2) 610
						施設型給付費負担金 (1/2) 1, 150
計	358, 389	△91	358, 298			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	8,082	△4,649	3,433	1. 総務管理費補助金	△4,649	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (10/10)
2. 民生費国庫補助金	42,726	△1,571	41,155	1. 社会福祉費補助金	△1,584	地域生活支援事業費補助金 (1/2) △534 臨時福祉給付金 (10/10) △1,050
				2. 児童福祉費補助金	13	保育所一時保育促進事業費補助金 (1/3)
				1. 保健衛生費補助金	△429	循環型社会形成推進交付金 (1/3)
5. 土木費国庫補助金	421,953	△74,286	347,667	1. 道路橋梁費補助金	△39,474	社会資本整備総合交付金 (65%)
				2. 住宅費補助金	△34,812	社会資本整備総合交付金(45%・50%・1/3)
7. 教育費国庫補助金	2,761	△544	2,217	1. 教育総務費補助金	△71	幼稚園就園奨励費補助金 (1/3)
				2. 小学校費補助金	△38	要保護児童生徒援助費補助金 (1/2) △14 特別支援教育就学奨励費補助金 (1/2) △24
				3. 中学校費補助金	△4	特別支援教育就学奨励費補助金 (1/2)
				5. 社会教育費補助金	△431	社会資本整備総合交付金 (1/3)
計	484,929	△81,479	403,450			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	173	13	186	2. 戸籍住民基本台帳費委託金	13	中長期在留者住居地届出等事務委託金
2. 民生費委託金	5,015	△402	4,613	1. 社会福祉費委託金	△402	国民年金事務費委託金 △564 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金 162
計	5,188	△389	4,799			

(款) 14. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	225,774	△4,121	221,653	1. 社会福祉費負担金	△5,001	保険基盤安定負担金(国保分) (3/4・1/4) △2,038
						保険基盤安定負担金(後期高齢者医療分) (3/4) △2,188
						障害者自立支援医療費負担金 (1/4) △225
						障害者自立支援給付費負担金 (1/4) △550
				2. 児童福祉費負担金	880	児童措置費負担金 (1/4) 310
						施設型給付費負担金 (1/4) 570
計	225,869	△4,121	221,748			

(款) 14. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県補助金	35,060	△1,685	33,375	1. 総務管理費補助金	△1,685	並行在来線沿線地域特別助成金
2. 民生費県補助金	37,266	△4,084	33,182	1. 社会福祉費補助金	△4,322	重度心身障害者医療費補助金 (1/2) △3,500
						社会福祉法人等の利用者負担軽減事業費補助金 (3/4) △525
						民生委員推薦会費補助金 (定額) △30
						地域生活支援事業費補助金 (1/4) △267
				2. 児童福祉費補助金	238	子どもの医療費補助金 (1/2) 225
						保育所一時保育促進事業費補助金 (1/3) 13
3. 衛生費県補助金	6,080	△3,207	2,873	1. 保健衛生費補助金	△3,207	循環型社会形成推進交付金 (1/3) △3,341
						健康増進事業費補助金 (2/3) 134
4. 農林水産業費県補助金	126,417	△4,770	121,647	1. 農業費補助金	△3,457	農業委員会交付金 (定額) 597
						死亡獣畜処理対策事業費補助金 (1/3) △185
						中山間地域等直接支払交付金 (3/4) 20
						さが園芸農業者育成対策事業費補助金 (1/3) △405
						環境保全型農業直接支払交付金 (3/4) △212
						経営所得安定対策等推進事業費補助金 (10/10) △72

(款) 14. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						中山間地域担い手農地集積促進対策事業費補助金(10/10) $\Delta 181$
						多面的機能支払交付金(3/4) $\Delta 378$
						多面的機能支払推進交付金(定額) 3
						農業人材力強化総合支援事業費補助金(10/10) $\Delta 1,500$
						中山間地域所得向上支援事業費補助金(10/10) $\Delta 1,144$
				2. 林業費補助金	$\Delta 160$	森林基盤整備事業費補助金(2/3)
				3. 水産業費補助金	$\Delta 1,153$	有明海漁場環境保全創造事業費補助金(3/4)
5. 商工費県補助金	1,376	$\Delta 24$	1,352	1. 商工費補助金	$\Delta 24$	廃止路線代替バス運行費補助金(1/2)
6. 土木費県補助金	225	$\Delta 225$	0	2. 住宅費補助金	$\Delta 225$	耐震診断事業費臨時補助金(1/4)
計	207,391	$\Delta 13,995$	193,396			

(款) 14. 県支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	19,532	$\Delta 1,104$	18,428	4. 選挙費委託金	$\Delta 1,104$	衆議院議員選挙費委託金
計	20,612	$\Delta 1,104$	19,508			

(款) 15. 財産収入 (項) 1. 普通財産運用収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 利子及び配当金収入	5,440	1,439	6,879	1. 利子及び配当金収入	1,439	財政調整基金利子 44 減債基金利子 900 下水道等事業基金利子 50 地域づくり事業基金利子 269 スポーツ・文化振興基金利子 31 公共施設整備基金利子 145
計	9,885	1,439	11,324			

(款) 15. 財産収入 (項) 2. 普通財産売払収入

1. 不動産売払収入	4	9,986	9,990	1. 土地売払収入	9,986	土地売払収入
計	5	9,986	9,991			

(款) 16. 寄附金 (項) 1. 寄附金

4. ふるさと応援寄附金	800,000	50,000	850,000	1. ふるさと応援寄附金	50,000	ふるさと応援寄附金
計	800,002	50,000	850,002			

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	67,802	△9,114	58,688	1. 財政調整基金繰入金	△9,114	財政調整基金繰入金
5. 地域づくり事業基金繰入金	7,944	△3,262	4,682	1. 地域づくり事業基金繰入金	△3,262	地域づくり事業基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	41,880	△2,700	39,180	1. 公共施設整備基金繰入金	△2,700	公共施設整備基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	759,200	△122,200	637,000	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	△122,200	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	914,925	△137,276	777,649			

(款) 19. 諸収入 (項) 5. 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 雑入	65,169	1,554	66,723	1. 消防団員退職報償金	△983	消防団員退職報償金
				2. 雑入	2,537	佐賀県市町村振興協会市町村交付金(宝くじ収益金) △1,433 建物災害共済 3,923 建物災害共済返戻金 27 介護保険費負担金精算金 20
計	65,173	1,554	66,727			

(款) 20. 町債 (項) 1. 町債

3. 土木債	40,000	△14,500	25,500	1. 道路橋梁債	△14,500	道路改良事業債(辺地対策事業)
8. 過疎対策債	426,100	△56,800	369,300	1. 過疎対策債	△56,800	過疎対策債
計	596,587	△71,300	525,287			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	81,645	△1,820	79,825				△1,820	2. 給 料	△269	一般職給	
								3. 職員手当等	△168	期末手当	△108
										退職手当組合負担金	△60
								7. 賃 金	△326	事務補助賃金	
								9. 旅 費	△786	費用弁償	△433
										普通旅費	△8
研究調査旅費	△345										
11. 需 用 費	△159	消耗品費	△50								
		食 糧 費	△26								
		印刷製本費	△83								
13. 委 託 料	△112	会議録反訳委託料									
計	81,645	△1,820	79,825				△1,820				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	332, 421	△4, 512	327, 909				△4, 512	2. 給 料	△115	一般職給	
								3. 職員手当等	△4, 367	扶養手当	△492
										時間外勤務手当	△3, 000
										期末手当	△550
								退職手当組合負担金	△325		
								19. 負担金補助及び交付金	△30	佐賀県西部地区空家等対策協議会負担金	
3. 文書広報費	15, 646	△324	15, 322				△324	13. 委 託 料	△226	個人情報取扱業務データベース化業務委託料	
								18. 備品購入費	△98	広報広聴用備品	
4. 企画財政管理費	681, 714	△101, 847	579, 867			△99, 600	△2, 247	7. 賃 金	△1, 750	事務補助賃金	
								8. 報 償 費	△58, 000	ふるさと応援寄附金謝礼	
								11. 需 用 費	△3, 250	消耗品費	△750
										印刷製本費	△2, 500
								12. 役 務 費	△35, 070	通信運搬費	△36, 000
										手 数 料	930

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 委 託 料	2,770	インターネット広告委託料	
								14. 使用料及び賃借料	△584	コピー機リース料 封入封かん機リース料	△22 △562
								15. 工事請負費	△330	インターネット接続工事	
								19. 負担金補助及び交付金	△5,633	杵藤広域圏組合負担金（総務費） 公共ネットワーク運用管理費負担金 佐賀県情報セキュリティクラウド運用管理費負担金 地域づくり事業費補助金	△352 58 △2,139 △3,200
5. むらおこし 推進費	94	△62	32			△62		19. 負担金補助及び交付金	△62	訪韓少年の翼参加補助金	
6. 電子計算費	35,308	278	35,586				278	23. 償還金利子及び割引料	278	国庫支出金精算返納金	
8. 財産管理費	7,987	△544	7,443				△544	15. 工事請負費	△544	旧太良高校校長宿舍外構工事	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
10. 交通安全対策費	6,340	△400	5,940				△400	11. 需用費	△400	消耗品費
11. 財政調整基金費	946	44	990			44		25. 積立金	44	基金利子積立金
12. 減債基金費	2,163	900	3,063			900		25. 積立金	900	基金利子積立金
14. 下水道等事業基金費	4,633	50	4,683			50		25. 積立金	50	基金利子積立金
15. 地域づくり事業基金費	294	269	563			269		25. 積立金	269	基金利子積立金
16. スポーツ・文化振興基金費	81	31	112			31		25. 積立金	31	基金利子積立金
17. 公共施設整備基金費	1,255	90,145	91,400			145	90,000	25. 積立金	90,145	基金積立金 90,000 基金利子積立金 145
29. ふるさと応援寄附金基金費	800,000	50,000	850,000			50,000		25. 積立金	50,000	基金積立金
計	1,895,496	34,028	1,929,524			△48,223	82,251			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	57,281	△7,939	49,342				△7,939	2. 給 料	△4,054	一般職給
								3. 職員手当 等	△3,053	扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金
								4. 共 済 費	△832	共済組合負担金
計	93,656	△7,939	85,717				△7,939			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	30,607	△6,038	24,569	△4,636			△1,402	2. 給 料	△673	一般職給	
								3. 職員手当等	△561	期末手当	△278
										勤勉手当	△134
										退職手当組合負担金	△149
								4. 共 済 費	△154	共済組合負担金	
13. 委 託 料	△4,650	住民基本台帳システム改修委託料									
計	30,607	△6,038	24,569	△4,636			△1,402				

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 衆議院議員 選挙費	5,913	△1,104	4,809	△1,104				1. 報 酬	△35	期日前投票管理者等報酬	
								3. 職員手当 等	△450	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	△435 △15
								7. 賃 金	△141	事務補助賃金	
								11. 需 用 費	△173	消耗品費 燃 料 費 食 糧 費 印刷製本費	△82 △9 △16 △66
								12. 役 務 費	△161	通信運搬費 手 数 料	△146 △15
								14. 使用料及 び賃借料	△33	投票所等借上料	
								18. 備品購入 費	△111	選挙用備品	
計	6,392	△1,104	5,288	△1,104							

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	232,667	△4,182	228,485	△3,419			△763	1. 報 酬	△72	民生委員推薦会委員報酬	
								2. 給 料	△967	一般職給	
								3. 職員手当等	△784	住居手当	△318
										期末手当	△229
										勤勉手当	△62
										退職手当組合負担金	△175
								4. 共 済 費	△151	共済組合負担金	
								12. 役 務 費	△3	通信運搬費	
19. 負担金補助及び交付金	△1,050	臨時福祉給付金									
28. 繰 出 金	△1,155	国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定保険税軽減分）	△2,515								
		国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定保険者支援分）	△600								
		国民健康保険特別会計繰出金（助産費等）	1,960								

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 老人福祉総務費	460, 375	△16, 228	444, 147	△2, 713		△4, 053	△9, 462	11. 需 用 費	△164	消耗品費
								12. 役 務 費	△46	通信運搬費
								13. 委 託 料	△46	介護保険システムデータ連携委託料
								14. 使用料及び賃借料	△149	緊急通報装置レンタル料
								19. 負担金補助及び交付金	△5, 189	杵藤広域圏組合負担金（介護保険費） △4, 589 社会福祉法人等の利用者負担軽減事業費補助金 △600
								20. 扶 助 費	△5, 320	老人ホーム入所措置費 △3, 000 家族介護慰労金 △2, 320
								28. 繰 出 金	△5, 314	後期高齢者医療特別会計繰出金
4. 心身障害者福祉総務費	320, 884	△11, 168	309, 716	△6, 626			△4, 542	7. 賃 金	△300	障害者総合相談窓口相談員賃金
								13. 委 託 料	232	障害者等日中一時支援事業委託料
								20. 扶 助 費	△11, 100	重度心身障害者医療費助成 △7, 000 障害者等日常生活用具給付事業費 △1, 000 補装具費支給事業費 △2, 200

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										障害者自立支援医療費（更生医療）△900
5. 国民年金費	10,332	△402	9,930	△402				13. 委 託 料	△402	国民年金システム変更業務委託料
6. 総合福祉保健センター 管理費	35,587	△1,191	34,396				△1,191	13. 委 託 料	△356	浄化槽維持管理委託料
								15. 工事請負費	△717	総合福祉保健センターLED照明機器取替工事 △535
										総合福祉保健センター空調設備改修事業 △182
								18. 備品購入費	△118	総合福祉保健センター用備品
7. 地域支援事業費	54,119	△7,638	46,481			△4,547	△3,091	2. 給 料	△1,142	一般職給
								3. 職員手当等	△1,285	扶養手当△432
										通勤手当△86
										期末手当△389
										勤勉手当△127
退職手当組合負担金△251										
								4. 共 済 費	△355	共済組合負担金

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								7. 賃 金	△261	ケアマネージャー賃金
								8. 報 償 費	△374	認知症施策推進事業運営委員報償金 △176 地域ケア会議推進事業運営委員報償金 △198
								9. 旅 費	△54	普通旅費
								11. 需 用 費	△112	消耗品費
								13. 委 託 料	△4,055	ケアプラン作成委託料

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	93,732	1,991	95,723	251		△1,200	2,940	19. 負担金補助及び交付金	△193	チャイルドシート購入補助金 57 保育所障害児保育推進事業費補助金 910 保育所一時預かり事業費補助金 40 第2子保育料無料化事業補助金 △1,200
								20. 扶 助 費	1,000	子どもの医療費助成
								23. 償還金利息及び割引料	1,453	国庫支出金精算返納金
								28. 繰 出 金	△269	国民健康保険特別会計繰出金（子どもの医療費助成）
3. 児童措置費	432,370	0	432,370	2,640			△2,640			財源組替
計	532,177	1,991	534,168	2,891		△1,200	300			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	72, 154	△5, 709	66, 445			△1, 000	△4, 709	2. 給 料	△2, 287	一般職給
								3. 職員手当等	△312	期末手当
								4. 共 済 費	△267	共済組合負担金
								7. 賃 金	△50	健診・相談等補佐賃金（歯科衛生士）
								8. 報 償 費	△157	精神保健相談医師報償金 △120 歯科保健指導時謝金 △37
								11. 需 用 費	△820	消耗品費
								13. 委 託 料	△1, 270	妊婦・乳児健康診査及び事務処理委託料 △1, 000 歯科健診等委託料 △270
								19. 負担金補助及び交付金	△546	小児時間外診療事業費負担金 △246 里帰り等妊婦健診受診費助成金 △200 新生児聴覚検査費助成金 △100
2. 予防費	55, 834	△11, 068	44, 766	134		△4, 600	△6, 602	7. 賃 金	△220	健康診査及び保健指導等賃金
								8. 報 償 費	△80	保健推進員報償金

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								13. 委 託 料	△10,380	各種健（検）診委託料 △10,000 結核健診(胸部レントゲン)委託料 △380
								18. 備品購入費	△19	健康増進事業用備品
								19. 負担金補助及び交付金	△360	予防接種費等助成金
								27. 公 課 費	△9	自動車重量税
3. 病院費	196,202	△10,766	185,436				△10,766	28. 繰 出 金	△10,766	町立太良病院事業会計繰出金（収益勘定） △10,149 町立太良病院事業会計繰出金（資本勘定） △617
4. 環境衛生費	113,542	△16,633	96,909	△3,770		△11,000	△1,863	2. 給 料	△267	一般職給
								3. 職員手当等	△317	通勤手当 △155 期末手当 △104 退職手当組合負担金 △58

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								19. 負担金補助及び交付金	△14, 822	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
								28. 繰 出 金	△1, 227	簡易水道特別会計繰出金（建設費繰出分）
計	438, 571	△44, 176	394, 395	△3, 636		△16, 600	△23, 940			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	116,639	△785	115,854				△785	19. 負担金補助及び交付金	△785	佐賀県西部広域環境組合負担金
計	179,701	△785	178,916				△785			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	23,820	△1,136	22,684	597			△1,733	4. 共 済 費	△99	共済組合負担金	
								13. 委 託 料	△1,037	農地情報公開システム連携データ作成委託料	
2. 農業総務費	39,788	△3,106	36,682				△3,106	2. 給 料	△1,302	一般職給	
								3. 職員手当等	△1,358	扶養手当	△360
										期末手当	△546
										勤勉手当	△165
								退職手当組合負担金	△287		
								4. 共 済 費	△446	共済組合負担金	
3. 農業振興費	85,989	△4,002	81,987	△3,464		△1,100	562	16. 原材料費	△1,144	物件費的なもの	
								19. 負担金補助及び交付金	△2,858	鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除協議会負担金	4
有害鳥獣駆除対策費補助金	730										
環境保全型農業直接支払交付金	△284										
太良町農業再生協議会補助金	△72										
中山間地域担い手農地集積促進対策事業費補助金	△181										

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										太良町親元就農給付金 △1,080 農業次世代人材投資事業給付金 △1,500 中山間地域等直接支払交付金 28 多面的機能支払制度事業費交付金 △503
4. 特産地づくり推進費	9,146	△1,309	7,837	△405		△900	△4	19. 負担金補助及び交付金	△1,309	ブランド率向上推進費補助金 △760 さが果樹産地強化対策事業費補助金 △87 さが園芸農業者育成対策事業費補助金 △462
6. 畜産業費	9,307	△866	8,441	△185			△681	9. 旅 費	△96	普通旅費
								19. 負担金補助及び交付金	△770	乳牛導入事業費補助金 △400 死亡獣畜処理対策事業費補助金 △370
7. 農地費	76,827	△9,831	66,996	△800		△65	△8,966	2. 給 料	△849	一般職給
								3. 職員手当等	△682	期末手当 △327 勤勉手当 △168 退職手当組合負担金 △187
								4. 共 済 費	△145	共済組合負担金

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								11. 需 用 費	△200	修 繕 料
								13. 委 託 料	△522	広域農道法面及び路肩除草業務委託料 △138
										第1トンネル防災設備点検委託料 △384
								15. 工事請負費	△850	土地改良事業（単独）
								19. 負担金補助及び交付金	△6,583	多良岳広域農道交通量調査業務負担金 △60
										基幹水利施設等緊急補修事業費補助金 △223
										農地基盤整備事業費補助金 △6,300
計	244,877	△20,250	224,627	△4,257		△2,065	△13,928			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

3. 林業総合センター管理費	1,262	△62	1,200				△62	15. 工事請負費	△62	林業総合センター階段照明取替工事
4. 林道費	25,871	△740	25,131	△160			△580	13. 委託料	△740	林道橋梁実施設計業務委託料
計	76,257	△802	75,455	△160			△642			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 水産総務費	92, 999	△828	92, 171	△2, 038		△193	1, 403	3. 職員手当等	△228	期末手当 △171 勤勉手当 △57
								13. 委 託 料	△1, 537	沿岸漁場整備事業委託料
								19. 負担金補助及び交付金	937	漁業経営構造改善事業費補助金
2. 漁港建設費	74, 223	△692	73, 531				△692	13. 委 託 料	△692	海岸漂着ごみ処理業務委託料
計	167, 222	△1, 520	165, 702	△2, 038		△193	711			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	129,243	△1,281	127,962	△24	△500		△757	2. 給 料	△415	一般職給	
								3. 職員手当等	△144	期末手当 退職手当組合負担金	△52 △92
								19. 負担金補助及び交付金	△722	太良町地域公共交通活性化協議会負担金 廃止路線代替バス運行費補助金 生活交道路線維持費補助金	550 △456 △816
2. 商工振興費	26,363	△5,300	21,063			△1,200	△4,100	11. 需 用 費	△4,100	光熱水費	
								19. 負担金補助及び交付金	△1,200	販路開拓展示会・商談会出展支援補助金	
3. 観光費	71,181	△3,460	67,721		△400		△3,060	7. 賃 金	△960	白浜海水浴場監視員賃金	
								9. 旅 費	△1,000	普通旅費	
								11. 需 用 費	△1,500	印刷製本費	
計	227,012	△10,041	216,971	△24	△900	△1,200	△7,917				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 土木総務費	37,386	△2,194	35,192			433	△2,627	1. 報 酬	△1,484	登記事務嘱託員報酬	
								2. 給 料	△231	一般職給	
								3. 職員手当 等	△307	扶養手当	△120
										期末手当	△136
										退職手当組合負担金	△51
								7. 賃 金	△42	事務補助賃金	
9. 旅 費	△130	費用弁償	△80								
		普通旅費	△50								
計	37,386	△2,194	35,192			433	△2,627				

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 道路橋梁総務費	25, 293	△1, 566	23, 727				△1, 566	2. 給 料	△556	一般職給	
								3. 職員手当等	△122	退職手当組合負担金	
								13. 委 託 料	△888	道路台帳補正委託料	
2. 道路維持費	203, 752	△58, 000	145, 752	△39, 474	△26, 300		7, 774	13. 委 託 料	△4, 000	橋梁調査設計委託料	
								15. 工事請負費	△54, 000	橋梁維持補修事業	△1, 000
										法面保護補修事業	△25, 000
										町道舗装補修事業	△28, 000
3. 道路新設改良費	119, 000	△14, 000	105, 000		△41, 800		27, 800	15. 工事請負費	△14, 000	辺地対策事業	
計	348, 045	△73, 566	274, 479	△39, 474	△68, 100		34, 008				

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

1. 河川総務費	2,210	△361	1,849				△361	15. 工事請負費	△361	町河川維持補修事業
計	2,210	△361	1,849				△361			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 住宅管理費	10,026	△1,183	8,843	△525		△433	△225	11. 需 用 費	△200	光熱水費
								13. 委 託 料	△233	町営住宅管理委託料
								19. 負担金補助及び交付金	△750	木造住宅耐震診断事業費補助金
3. 住宅建設費	324,175	△36,652	287,523	△34,512			△2,140	13. 委 託 料	△1,684	定住促進住宅建設事業アドバイザー業務委託料 △1,620
										公営住宅システム改修委託料 △64
								14. 使用料及び賃借料	△440	重機借上料
								17. 公有財産購入費	△34,528	土地購入費 △16
										定住促進住宅購入費 △34,512
計	334,201	△37,835	296,366	△35,037		△433	△2,365			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	133,648	△140	133,508				△140	19. 負担金補助及び交付金	△140	杵藤広域圏組合負担金（消防費）
2. 非常備消防費	50,394	△1,851	48,543		△400	△983	△468	8. 報 償 費	△1,199	消防団員退職報償金 △983 消防団員退職功労金 △216
								11. 需 用 費	△400	消耗品費
								18. 備品購入費	△252	消防車輛等
3. 消防施設費	4,063	△800	3,263				△800	15. 工事請負費	△800	消火栓設置事業
4. 防災費	14,858	△2,589	12,269			△1,800	△789	11. 需 用 費	△450	消耗品費
								13. 委 託 料	△1,311	防災設備等保守委託料 △315 戸別受信機調査業務委託料 △996
								15. 工事請負費	△562	戸別受信機設置工事
								18. 備品購入費	△266	防災対策備品
計	202,963	△5,380	197,583		△400	△2,783	△2,197			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 教育委員会費	1,292	△126	1,166				△126	9. 旅 費	△126	費用弁償	
2. 事務局費	77,633	△1,451	76,182	△71	△200		△1,180	2. 給 料	△171	一般職給	
								3. 職員手当等	△94	期末手当	
								7. 賃 金	△117	適応教室指導員賃金	
								8. 報 償 費	△300	教職員研修会講師等謝金	
								12. 役 務 費	△34	その他保険料	
								13. 委 託 料	△271	学校 I C T 支援員等配置事業委託料	
								19. 負担金補助及び交付金	△464	特別支援学校就学補助金 幼稚園就園奨励費補助金	△156 △308
4. 後継者育成費	108	△108	0				△108	19. 負担金補助及び交付金	△108	漁業研修推進協議会負担金 後継者育成給付金	△30 △78
計	79,099	△1,685	77,414	△71	△200		△1,414				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	53,665	△2,657	51,008		△250	△1,500	△907	7. 賃 金	△470	特別支援教育支援員賃金
								12. 役 務 費	△150	手 数 料
								13. 委 託 料	△648	学校施設管理委託料
								14. 使用料及 び賃借料	△136	事務機器等リース料
								15. 工事請負 費	△1,253	学校施設整備改修事業 △203 町立小学校空調設備設置事業 △1,050
2. 教育振興費	24,469	△512	23,957	△38		△200	△274	20. 扶 助 費	△512	入学祝金 △120 要保護及び準要保護児童援護費 △310 特別支援教育就学奨励費 △82
計	78,134	△3,169	74,965	△38	△250	△1,700	△1,181			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	52,980	△3,171	49,809		△250	△1,500	△1,421	8. 報 償 費	△144	学校体育外部指導者謝金
								12. 役 務 費	△310	手 数 料
								13. 委 託 料	△551	学校施設管理委託料
								14. 使用料及 び賃借料	△571	事務機器等リース料 △171 車輛借上料 △400
								15. 工事請負 費	△1,595	学校施設整備改修事業 △77 町立中学校空調設備設置事業 △1,518
2. 教育振興費	28,194	△1,501	26,693	△4			△1,497	19. 負担金補 助及び交 付金	△972	九州・全国大会出場補助金
								20. 扶 助 費	△529	要保護及び準要保護生徒援護費 △469 特別支援教育就学奨励費 △60
計	81,174	△4,672	76,502	△4	△250	△1,500	△2,918			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 青少年育成費	3,365	△230	3,135				△230	13. 委 託 料	△230	映画上映委託料
3. 公民館費	12,777	△1,637	11,140	△377			△1,260	13. 委 託 料	△1,184	大浦公民館耐震診断業務委託料
								15. 工事請負費	△453	中央公民館インターネット接続工事
4. 自然休養村管理センター費	15,770	△216	15,554	△54			△162	13. 委 託 料	△216	自然休養村管理センター耐震改修設計業務委託料
5. 文化財保護費	9,014	△10	9,004				△10	18. 備品購入費	△10	歴史民俗資料館用備品
6. 図書館費	13,088	△992	12,096				△992	1. 報 酬	△558	司書嘱託員報酬
								7. 賃 金	60	図書館業務補助賃金
								15. 工事請負費	△494	図書館空調設備改修事業
計	106,034	△3,085	102,949	△431			△2,654			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健体育総務費	12,692	△437	12,255				△437	13. 委 託 料	△346	県民体育大会委託料	
								18. 備品購入費	△91	保健体育用備品	
2. 体育施設費	28,174	△503	27,671			△42	△461	7. 賃 金	△176	艇庫監視等賃金	
								13. 委 託 料	△92	浄化槽管理委託料	
								14. 使用料及び賃借料	△24	舟艇借上料	
								15. 工事請負費	△100	体育施設整備事業	
								18. 備品購入費	△111	救助艇	
3. 学校給食費	80,330	△5,401	74,929		△1,200		△4,201	7. 賃 金	△447	給食センター調理員等賃金	
								11. 需 用 費	△3,417	燃 料 費 光熱水費	△156 △3,261
								12. 役 務 費	△332	通信運搬費 手 数 料	△61 △271
								13. 委 託 料	△77	給食センター管理委託料	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								19. 負担金補助及び交付金	△1,128	学校給食費補助金
4. 給食センター建設費	312,366	△12,490	299,876			△200	△12,290	8. 報 償 費	△40	給食センター建設検討委員会委員報償金
								13. 委 託 料	△84	給食センター落成式施行業務委託料
								15. 工事請負費	△11,670	給食センター進入路整備事業 △486 給食センター解体・跡地整備事業 △11,184
								18. 備品購入費	△696	給食センター用備品
計	433,562	△18,831	414,731		△1,200	△242	△17,389			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

1. 農地等災害復旧費	67	△67	0				△67	9. 旅費	△37	普通旅費
								11. 需用費	△30	消耗品費
計	67	△67	0				△67			

(款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費

(単位: 千円)

(単位：十円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 元金	446,932	234	447,166				234	23. 償還金利 子及び割 引料	234	起債元金（経常的なもの）
2. 利子	36,927	△3,500	33,427				△3,500	23. 償還金利 子及び割 引料	△3,500	起債利子（経常的なもの）
計	483,859	△3,266	480,593				△3,266			

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		22,164	7,010 (3.30)	6,725	35,899	4,053	39,952	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	12,742	56,495	
	その他	838	53,390				53,390		53,390	
	計	852	86,630	22,164	17,523	6,725	133,042	16,795	149,837	
補正前	長等	3		22,164	7,010 (3.30)	6,725	35,899	4,053	39,952	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	12,742	56,495	
	その他	838	55,539				55,539		55,539	
	計	852	88,779	22,164	17,523	6,725	135,191	16,795	151,986	
比 較	長等									
	議員									
	その他		△ 2,149				△ 2,149		△ 2,149	
	計		△ 2,149				△ 2,149		△ 2,149	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	89		332,216	248,922	581,138	115,099	696,237	
補 正 前	89		345,514	263,154	608,668	117,548	726,216	
比 較			△ 13,298	△ 14,232	△ 27,530	△ 2,449	△ 29,979	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補 正 後	15,342	78,992	52,233	2,058	7,272	3,303
	補 正 前	17,260	83,316	53,341	2,376	7,272	3,768
	比 較	△ 1,918	△ 4,324	△ 1,108	△ 318		△ 465

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		14,044	21	174	75,483
	補 正 前		17,479	21	189	78,132
	比 較		△ 3,435		△ 15	△ 2,649

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 13,298	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 13,298		
職 員 手 当	△ 14,232	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 14,232	扶養手当 △ 1,918 期末手当 △ 4,324 勤勉手当 △ 1,108 住居手当 △ 318 通勤手当 △ 465 時間外勤務手当 △ 3,435 管理職特別勤務手当 △ 15 退職手当組合負担金 △ 2,649	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在 高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込		当 該 年 度 末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,507,678	4,568,871	664,587	444,865	4,788,593
	補 正 (B)			△ 71,700	233	△ 71,933
	補 正 後 (C)	4,507,678	4,568,871	592,887	445,098	4,716,660
(5) 土 木	補 正 前 (A)	565,135	522,516	40,000	92,518	469,998
	補 正 (B)			△ 14,500	△ 1	△ 14,499
	補 正 後 (C)	565,135	522,516	25,500	92,517	455,499
(8) 教 育	補 正 前 (A)	108,394	102,794	68,000	5,710	165,084
	補 正 (B)			△ 400		△ 400
	補 正 後 (C)	108,394	102,794	67,600	5,710	164,684
(9) そ の 他	補 正 前 (A)	2,954,891	3,191,054	556,587	221,421	3,526,220
	補 正 (B)			△ 56,800	234	△ 57,034
	補 正 後 (C)	2,954,891	3,191,054	499,787	221,655	3,469,186
うち臨時財政対策債	補 正 前 (A)	2,159,332	2,146,792	130,487	153,718	2,123,561
	補 正 (B)				234	△ 234
	補 正 後 (C)	2,159,332	2,146,792	130,487	153,952	2,123,327
うち過疎対策事業債	補 正 前 (A)	756,023	1,014,623	426,100	57,637	1,383,086
	補 正 (B)			△ 56,800		△ 56,800
	補 正 後 (C)	756,023	1,014,623	369,300	57,637	1,326,286
合 計	補 正 前 (A)	4,528,219	4,591,322	664,987	446,932	4,809,377
	補 正 (B)			△ 71,700	233	△ 71,933
	補 正 後 (C)	4,528,219	4,591,322	593,287	447,165	4,737,444
うち銀行等引受債	補 正 前 (A)	254,068	247,754	68,000	16,718	299,036
	補 正 (B)			△ 400		△ 400
	補 正 後 (C)	254,068	247,754	67,600	16,718	298,636

議案第10号

平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）

平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 資本的収入		1, 9 2 1	6 7 1	2, 5 9 2
	2. 県支出金	1, - 9 2 1	6 7 1	2, 5 9 2
歳入合計		2 0, 4 1 3	6 7 1	2 1, 0 8 4

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		4, 6 7 9	△ 5 3 1	4, 1 4 8
	1. 総務費	2, 4 7 5	△ 5 3 1	1, 9 4 4
2. 資本的費用		1 4, 5 7 6	0	1 4, 5 7 6
	1. 造林費	1 3, 0 6 7	0	1 3, 0 6 7
3. 予備費		1, 1 5 8	1, 2 0 2	2, 3 6 0
	1. 予備費	1, 1 5 8	1, 2 0 2	2, 3 6 0
歳 出 合 計		2 0, 4 1 3	6 7 1	2 1, 0 8 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
3. 資本的収入	1,921	671	2,592	
歳入合計	20,413	671	21,084	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	4,679	△531	4,148				△531
2. 資本的費用	14,576	0	14,576	671			△671
3. 予備費	1,158	1,202	2,360				1,202
歳 出 合 計	20,413	671	21,084	671			

2 歳 入

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 県支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 造林事業県補助金	1,921	671	2,592	1. 造林事業県補助金	671	森林環境保全直接支援事業費補助金
計	1,921	671	2,592			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務費	2,475	△531	1,944				△531	9. 旅 費	△222	普通旅費
								19. 負担金補助及び交付金	△309	太良町森林組合賦課負担金
計	2,475	△531	1,944				△531			

(款) 2. 資本的費用 (項) 1. 造林費

1. 造林事業費	13,067	0	13,067	671			△671			財源組替
計	13,067	0	13,067	671			△671			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	1,158	1,202	2,360				1,202			
計	1,158	1,202	2,360				1,202			

議案第11号

平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		68,794	3,814	72,608
	1. 後期高齢者医療保険料	68,794	3,814	72,608
4. 繰入金		60,823	△5,314	55,509
	1. 一般会計繰入金	60,823	△5,314	55,509
歳入合計		132,294	△1,500	130,794

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1 2 5, 4 1 4	△ 2 8 0	1 2 5, 1 3 4
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1 2 5, 4 1 4	△ 2 8 0	1 2 5, 1 3 4
3. 保健事業費		3, 0 2 0	△ 1, 2 2 0	1, 8 0 0
	1. 保健事業費	3, 0 2 0	△ 1, 2 2 0	1, 8 0 0
歳 出 合 計		1 3 2, 2 9 4	△ 1, 5 0 0	1 3 0, 7 9 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 後期高齢者医療保険料	68,794	3,814	72,608	
4. 繰入金	60,823	△5,314	55,509	
歳 入 合 計	132,294	△1,500	130,794	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	125,414	△280	125,134			△4,094	3,814
3. 保健事業費	3,020	△1,220	1,800			△1,220	
歳 出 合 計	132,294	△1,500	130,794			△5,314	3,814

2 歳 入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料 (項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 特別徴収保険料	48,084	1,187	49,271	1. 現年度分	1,187	特別徴収保険料現年度分
2. 普通徴収保険料	20,710	2,627	23,337	1. 現年度分	2,731	普通徴収保険料現年度分
				2. 滞納繰越分	△104	普通徴収保険料滞納繰越分
計	68,794	3,814	72,608			

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	12,257	△2,397	9,860	1. 事務費繰入金	△2,397	事務費繰入金
2. 保険基盤安定繰入金	48,566	△2,917	45,649	1. 保険基盤安定繰入金	△2,917	保険基盤安定繰入金
計	60,823	△5,314	55,509			

3 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	125,414	△280	125,134			△4,094	3,814	19. 負担金補 助及び交 付金	△280	後期高齢者医療広域連合納付金
計	125,414	△280	125,134			△4,094	3,814			

(款) 3. 保健事業費 (項) 1. 保健事業費

1. 療養費	3,020	△1,220	1,800			△1,220		19. 負担金補 助及び交 付金	△1,220	はり灸負担金
計	3,020	△1,220	1,800			△1,220				

議案第12号

平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104,592千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,827,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		344,057	△4,048	340,009
	1. 国民健康保険税	344,057	△4,048	340,009
4. 国庫支出金		486,146	△47,045	439,101
	1. 国庫負担金	330,497	△52,536	277,961
	2. 国庫補助金	155,649	5,491	161,140
5. 療養給付費交付金		18,753	△7,532	11,221
	1. 療養給付費交付金	18,753	△7,532	11,221
6. 前期高齢者交付金		218,443	11,798	230,241
	1. 前期高齢者交付金	218,443	11,798	230,241
7. 県支出金		120,756	△330	120,426
	1. 県負担金	14,366	△330	14,036
8. 共同事業交付金		469,451	△56,011	413,440
	1. 共同事業交付金	469,451	△56,011	413,440
10. 繰入金		149,204	△1,424	147,780
	1. 他会計繰入金	119,204	△1,424	117,780
歳入合計		1,932,316	△104,592	1,827,724

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		19,160	△744	18,416
	1. 総務管理費	12,637	△744	11,893
2. 保険給付費		1,008,434	0	1,008,434
	1. 療養諸費	867,520	0	867,520
	3. 出産育児諸費	7,564	0	7,564
3. 後期高齢者支援金等		162,280	△12,316	149,964
	1. 後期高齢者支援金等	162,280	△12,316	149,964
6. 介護納付金		73,829	△5,183	68,646
	1. 介護納付金	73,829	△5,183	68,646
7. 共同事業拠出金		493,504	△33,557	459,947
	1. 共同事業拠出金	493,504	△33,557	459,947
8. 保健事業費		17,119	△2,900	14,219
	1. 特定健康診査等事業費	13,988	△2,000	11,988
	2. 保健事業費	3,131	△900	2,231

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11. 諸支出金		9, 3 7 2	2 2, 8 3 6	3 2, 2 0 8
	1. 償還金及び還付加算金	4, 6 6 5	2 1, 6 0 2	2 6, 2 6 7
	2. 繰出金	4, 7 0 7	1, 2 3 4	5, 9 4 1
12. 予備費		1 4 7, 9 0 0	△ 7 2, 7 2 8	7 5, 1 7 2
	1. 予備費	1 4 7, 9 0 0	△ 7 2, 7 2 8	7 5, 1 7 2
歳 出 合 計		1, 9 3 2, 3 1 6	△ 1 0 4, 5 9 2	1, 8 2 7, 7 2 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 国民健康保険税	344,057	△4,048	340,009	
4. 国庫支出金	486,146	△47,045	439,101	
5. 療養給付費交付金	18,753	△7,532	11,221	
6. 前期高齢者交付金	218,443	11,798	230,241	
7. 県支出金	120,756	△330	120,426	
8. 共同事業交付金	469,451	△56,011	413,440	

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
10. 繰入金	149,204	△1,424	147,780	
歳 入 合 計	1,932,316	△104,592	1,827,724	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	19,160	△744	18,416	4,257			△5,001
2. 保険給付費	1,008,434	0	1,008,434	△34,938		2,842	32,096
3. 後期高齢者支援金等	162,280	△12,316	149,964	△11,438			△878
6. 介護納付金	73,829	△5,183	68,646	△5,063			△120
7. 共同事業拠出金	493,504	△33,557	459,947			△56,011	22,454
8. 保健事業費	17,119	△2,900	14,219	△1,427			△1,473
11. 諸支出金	9,372	22,836	32,208	1,234			21,602

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12. 予備費	147,900	△72,728	75,172				△72,728
歳 出 合 計	1,932,316	△104,592	1,827,724	△47,375		△53,169	△4,048

2 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税 (項) 1. 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 退職被保険者等国民健康保険税	9,133	△4,048	5,085	1. 医療給付費分現年課税分	△2,693	医療給付費分現年課税分
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	△839	後期高齢者支援金分現年課税分
				3. 介護納付金分現年課税分	△516	介護給付費分現年課税分
計	344,057	△4,048	340,009			

(款) 4. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 療養給付費負担金	316,131	△52,339	263,792	1. 現年度分	△52,339	療養給付費 △35,838 介護納付金 △5,063 後期高齢者支援金 △11,438
4. 特定健康診査等負担金	2,341	△197	2,144	1. 特定健康診査等負担金	△197	特定健康診査等負担金
計	330,497	△52,536	277,961			

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 財政調整交付金	155,649	1,234	156,883	2. 施設整備補助金	1,234	町立太良病院施設整備事業費国庫補助金
6. 国民健康保険制度関係 業務準備事業費補助金	0	4,257	4,257	1. 国民健康保険制度 関係業務準備事業 費補助金	4,257	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金
計	155,649	5,491	161,140			

(款) 5. 療養給付費交付金 (項) 1. 療養給付費交付金

1. 療養給付費交付金	18,753	△7,532	11,221	1. 現年度分	△7,532	療養給付費等
計	18,753	△7,532	11,221			

(款) 6. 前期高齢者交付金 (項) 1. 前期高齢者交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 前期高齢者交付金	218, 443	11, 798	230, 241	1. 現年度分	11, 798	前期高齢者交付金
計	218, 443	11, 798	230, 241			

(款) 7. 県支出金 (項) 1. 県負担金

2. 特定健康診査等負担金	2, 341	△330	2, 011	1. 特定健康診査等負担金	△330	特定健康診査等負担金
計	14, 366	△330	14, 036			

(款) 8. 共同事業交付金 (項) 1. 共同事業交付金

1. 共同事業交付金	469, 451	△56, 011	413, 440	1. 高額医療費交付金	10, 173	高額医療費共同事業交付金
				2. 保険財政共同安定化事業交付金	△66, 184	保険財政共同安定化事業交付金
計	469, 451	△56, 011	413, 440			

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	119,204	△1,424	117,780	1. 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	△2,515	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)
				2. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	△600	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)
				4. 助産費等繰入金	1,960	助産費等繰入金
				8. 子どもの医療費助成事業費繰入金	△269	子どもの医療費助成事業費繰入金
計	119,204	△1,424	117,780			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	11,700	△744	10,956	4,257			△5,001	11. 需 用 費	△244	印刷製本費
								12. 役 務 費	△500	通信運搬費
計	12,637	△744	11,893	4,257			△5,001			

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

1. 一般被保険者療養給付費	833,000	0	833,000	△34,938		8,414	26,524			財源組替
2. 退職被保険者等療養給付費	21,000	0	21,000			△7,532	7,532			財源組替
計	867,520	0	867,520	△34,938		882	34,056			

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. 出産育児諸費

1. 出産育児一時金	7,564	0	7,564			1,960	△1,960			財源組替
計	7,564	0	7,564			1,960	△1,960			

(款) 3. 後期高齢者支援金等 (項) 1. 後期高齢者支援金等

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者 支援金	162,258	△12,316	149,942	△11,438			△878	19. 負担金補 助及び交 付金	△12,316	後期高齢者支援金
計	162,280	△12,316	149,964	△11,438			△878			

(款) 6. 介護納付金 (項) 1. 介護納付金

1. 介護納付金	73,829	△5,183	68,646	△5,063			△120	19. 負担金補助及び交付金	△5,183	介護納付金
計	73,829	△5,183	68,646	△5,063			△120			

(款) 7. 共同事業拠出金 (項) 1. 共同事業拠出金

1. 高額医療費拠出金	48,102	△4,092	44,010			△4,092		19. 負担金補助及び交付金	△4,092	共同事業医療費拠出金
3. 保険財政共同安定化事業拠出金	445,401	△29,465	415,936			△51,919	22,454	19. 負担金補助及び交付金	△29,465	保険財政共同安定化事業拠出金
計	493,504	△33,557	459,947			△56,011	22,454			

(款) 8. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 特定健康診 査等事業費	13,988	△2,000	11,988	△527			△1,473	13. 委 託 料	△2,000	特定健診・保健指導委託料
計	13,988	△2,000	11,988	△527			△1,473			

(款) 8. 保健事業費 (項) 2. 保健事業費

3. 療養費	1,920	△900	1,020	△900				19. 負担金補助及び交付金	△900	はり灸負担金
計	3,131	△900	2,231	△900						

(款) 11. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 国庫支出金 返還金	1	21,315	21,316				21,315	23. 償還金利 子及び割 引料	21,315	国庫支出金精算返納金
9. 県支出金精 算返納金	1	287	288				287	23. 償還金利 子及び割 引料	287	県支出金精算返納金
計	4,665	21,602	26,267				21,602			

(款) 11. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 直営診療施 設勘定繰出 金	1,466	1,234	2,700	1,234				28. 繰出金	1,234	町立太良病院事業会計繰出金
計	4,707	1,234	5,941	1,234						

(款) 12. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	147,900	△72,728	75,172				△72,728			
計	147,900	△72,728	75,172				△72,728			

議案第13号

平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,017千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		7, 148	83	7, 231
	1. 使用料	7, 147	83	7, 230
3. 県支出金		55, 250	△2, 100	53, 150
	1. 県補助金	55, 250	△2, 100	53, 150
歳入合計		132, 032	△2, 017	130, 015

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		114,282	△2,826	111,456
	1. 事業費	114,282	△2,826	111,456
3. 予備費		71	809	880
	1. 予備費	71	809	880
歳 出 合 計		132,032	△2,017	130,015

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 使用料及び手数料	7, 148	83	7, 231	
3. 県支出金	55, 250	△2, 100	53, 150	
歳入合計	132, 032	△2, 017	130, 015	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	114,282	△2,826	111,456	△2,100		△809	83
3. 予備費	71	809	880			809	
歳 出 合 計	132,032	△2,017	130,015	△2,100			83

2 歳 入

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 使用料	7,147	83	7,230	1. 使用料	83	下水道使用料
計	7,147	83	7,230			

(款) 3. 県支出金 (項) 1. 県補助金

1. 県補助金	55,250	△2,100	53,150	1. 県補助金	△2,100	漁業集落環境整備事業費補助金
計	55,250	△2,100	53,150			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 施設管理費	10,800	254	11,054			171	83	11. 需 用 費	120	光熱水費	
								12. 役 務 費	134	手 数 料	
3. 竹崎地区漁業集落排水施設費	90,837	△3,080	87,757	△2,100		△980		15. 工事請負費	△3,080	道越漁港城内護岸改良工事 施設整備事業	△2,980 △100
計	114,282	△2,826	111,456	△2,100		△809	83				

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	71	809	880			809				
計	71	809	880			809				

平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ517千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年3月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		8,293	11	8,304
	1. 財産収入	32	1.1	43
3. 資本的収入		46,664	△528	46,136
	2. 他会計繰入金	46,663	△1,227	45,436
	4. 雑入	1	699	700
歳入合計		114,041	△517	113,524

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		43,597	△1,212	42,385
	1. 総務費	18,946	119	19,065
	2. 管理費	24,651	△1,331	23,320
3. 資本的費用		63,661	10	63,671
	1. 建設事業費	53,035	0	53,035
	2. 積立金	33	10	43
4. 予備費		1,239	685	1,924
	1. 予備費	1,239	685	1,924
歳 出 合 計		114,041	△517	113,524

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 資本の費用	1 建設事業費	水道施設改良事業	5,000
合 計			5,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	8, 293	11	8, 304	
3. 資本的収入	46, 664	△528	46, 136	
歳入合計	114, 041	△517	113, 524	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	43,597	△1,212	42,385				△1,212
3. 資本的費用	63,661	10	63,671			△516	526
4. 予備費	1,239	685	1,924				685
歳 出 合 計	114,041	△517	113,524			△516	△1

2 歳 入

(款) 2. 事業外収入 (項) 1. 財産収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 利子及び配当金収入	32	11	43	1. 利子及び配当金収入	11	基金利子
計	32	11	43			

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	46,663	△1,227	45,436	1. 一般会計繰入金	△1,227	一般会計繰入金
計	46,663	△1,227	45,436			

(款) 3. 資本的収入 (項) 4. 雑入

1. 雑入	1	699	700	1. 雑入	699	県営事業水道管移設補償費
計	1	699	700			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 総務費	18,946	119	19,065				119	1. 報 酬	△20	簡易水道事業運営委員会委員報酬	
								3. 職員手当等	189	時間外勤務手当	150
										退職手当組合負担金	39
								4. 共 済 費	16	社会保険料（その他）	
								7. 賃 金	△6	事務補助賃金	
								11. 需 用 費	△39	消耗品費	△30
										食 糧 費	△6
		印刷製本費	△3								
		12. 役 務 費	△20	通信運搬費							
		19. 負担金補助及び交付金	△1	簡易水道協会負担金							
計	18,946	119	19,065				119				

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理費	24,651	△1,331	23,320				△1,331	7. 賃 金	△28	水道施設草刈賃金	
								11. 需 用 費	△1,150	消耗品費	△50
										光熱水費	△100
										修 繕 料	△1,000
								13. 委 託 料	△153	検針委託料	△14
										漏水調査委託料	△120
										施設支障木伐採委託料	△19
計	24,651	△1,331	23,320				△1,331				

(款) 3. 資本的費用 (項) 1. 建設事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 建設改良増設費	53,035	0	53,035			△527	527			財源組替
計	53,035	0	53,035			△527	527			

(款) 3. 資本的費用 (項) 2. 積立金

1. 積立金	33	10	43			11	△1	25. 積立金	10	基金利子積立金
計	33	10	43			11	△1			

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	1,239	685	1,924				685			
計	1,239	685	1,924				685			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	期 末 手 当 年間支給率(月分)	計			
補正後	その他の 特別職	5	20		20		20	運 営 委 員
補正前	その他の 特別職	5	40		40		40	運 営 委 員
比 較			△ 20		△ 20		△ 20	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	2		7,152	5,834	12,986	2,117	15,103	
補 正 前	2		7,152	5,645	12,797	2,117	14,914	
比 較				189	189		189	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補 正 後	432	1,725	1,129			206
	補 正 前	432	1,725	1,129			206
	比 較						

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		729	1,613
	補 正 前		579	1,574
	比 較		150	39

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	189	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	189	時間外勤務手当 150 退職手当組合負担金 39	

議案第 15 号

平成 29 年度太良町水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 平成 29 年度太良町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 29 年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	事 業 収 益	57,922 千円	△ 522 千円	57,400 千円
第 1 項	営 業 収 益	56,878 千円	△ 522 千円	56,356 千円

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	事 業 費	57,922 千円	△ 522 千円	57,400 千円
第 1 項	営 業 費 用	45,556 千円	△ 187 千円	45,369 千円
第 4 項	予 備 費	10,096 千円	△ 335 千円	9,761 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「6,999 千円」を「8,999 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	資 本 的 収 入	41,001 千円	△ 7,000 千円	34,001 千円
第 1 項	企 業 債	41,000 千円	△ 7,000 千円	34,000 千円

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資 本 的 支 出	48,000千円	△ 5,000千円	43,000千円
第1項	建 設 改 良 費	43,539千円	△ 5,000千円	38,539千円

第4条 企業債の変更は、次のとおりとする。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道施設整備事業	41,000千円	普 通 貸 借又は証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共 団体金融機構 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には、その債権者と協 定するものによる。た だし、企業財政の都合に より、据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。	34,000千円	普 通 貸 借又は証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共 団体金融機構 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には、その債権者と協 定するものによる。た だし、企業財政の都合に より、据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。

第5条 予算第6条(1)中「16,717千円」を「16,627千円」に改める。

平成30年 3月 5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

平成 29 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収益			57,922	△522	57,400
	1 営業収益		56,878	△522	56,356
		1 給水収益	54,149	△522	53,627
収 益 的 収 入 合 計			57,922	△522	57,400

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費			57, 922	△522	57, 400
	1 営業費用		45, 556	△187	45, 369
		1 原水及び浄水費	6, 508	△360	6, 148
		2 配水及び給水費	16, 716	△140	16, 576
		4 総係費	11, 014	△164	10, 850
		6 資産減耗費	23	477	500
	4 予備費		10, 096	△335	9, 761
		1 予備費	10, 096	△335	9, 761
	収 益 的 支 出 合 計			57, 922	△522

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的収入			41,001	△7,000	34,001
	1 企業債		41,000	△7,000	34,000
		1 企業債	41,000	△7,000	34,000
資 本 的 収 入 合 計			41,001	△7,000	34,001

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出			48,000	△5,000	43,000
	1 建設改良費		43,539	△5,000	38,539
		1 水道事業改良費	43,539	△5,000	38,539
資 本 的 支 出 合 計			48,000	△5,000	43,000

平成 29 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書
収益的収入及び支出

(収 入)

(単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補 正 額	計	節	金 額	説 明
1 事業収益		57,922	△522	57,400			
1 営業収益		56,878	△522	56,356			
	1 給水収益	54,149	△522	53,627			
					1 水道料金	△522	
収益的収入合計		57,922	△522	57,400			

(支 出)

(単位:千円)

款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節	金 額	説 明
1 事業費		57,922	△522	57,400			
1 営業費用		45,556	△187	45,369			
	1 原水及び浄水費	6,508	△360	6,148			
					2 手数料	△200	水質検査手数料
					3 動力費	△160	モーター動力料
	2 配水及び給水費	16,716	△140	16,576			
					2 手当等	△90	扶養手当
					8 備消耗品費	△50	工具類
	4 総係費	11,014	△164	10,850			
					6 旅費	△164	普通旅費
	6 資産減耗費	23	477	500			

(単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
					1 固定資産除却費	477	固定資産除却費
4 予備費		10,096	△335	9,761			
	1 予備費	10,096	△335	9,761			
					1 予備費	△335	
収益的支出合計		57,922	△522	57,400			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位:千円)

款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節	金 額	説 明
1 資本的収入		41,001	△7,000	34,001			
1 企業債		41,000	△7,000	34,000			
	1 企業債	41,000	△7,000	34,000			
					1 企業債	△7,000	上水道事業債
資 本 的 収 入 合 計		41,001	△7,000	34,001			

(支 出)

(単位:千円)

款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節	金 額	説 明
1 資本的支出		48,000	△5,000	43,000			
1 建設改良費		43,539	△5,000	38,539			
	1 水道事業改良費	43,539	△5,000	38,539			
					3 委託料	△5,000	配水管移設工事委託料
資 本 的 支 出 合 計		48,000	△5,000	43,000			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,879	6,249	14,128	2,499	16,627
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,879	6,249	14,128	2,499	16,627
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,879	6,339	14,218	2,499	16,717
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,879	6,339	14,218	2,499	16,717
比較	損益勘定支弁職員		0		0	△ 90	△ 90	0	△ 90
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	△ 90	△ 90	0	△ 90

手当の訳 手 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 費	住 居 手 当	合 計
	補正後	640		3,225		650	1,734		6,249
	補正前	730		3,225		650	1,734		6,339
	比 較	△ 90		0		0	0		△ 90

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 90	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 90	扶養手当 △ 90	

平成29年度 町立太良病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業収益	1,127,567 千円	△ 10,149 千円	1,117,418 千円
第2項	医業外収益	201,807 千円	△ 10,149 千円	191,658 千円
	収 入 合 計	1,227,204 千円	△ 10,149 千円	1,217,055 千円
支 出 (科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業費用	1,122,411 千円	△ 2,781 千円	1,119,630 千円
第1項	医業費用	1,093,978 千円	△ 2,781 千円	1,091,197 千円
第5款	予備費	23,324 千円	△ 7,368 千円	15,956 千円
第1項	予備費	23,324 千円	△ 7,368 千円	15,956 千円
	支 出 合 計	1,227,204 千円	△ 10,149 千円	1,217,055 千円

第3条 予算第4条本文括弧中「40,035千円」を「39,418千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	61,523 千円	617 千円	62,140 千円
第1項	出資金	60,055 千円	△ 617 千円	59,438 千円
第2項	補助金	1,466 千円	1,234 千円	2,700 千円

第4条 予算第6条中「196,202千円」を「185,436千円」に改める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成29年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益			1, 127, 567	△ 10, 149	1, 117, 418
	2 医業外収益		201, 807	△ 10, 149	191, 658
		1 補助金	136, 147	△ 10, 149	125, 998
収益的収入合計			1, 227, 204	△ 10, 149	1, 217, 055

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			1, 122, 411	△ 2, 781	1, 119, 630
	1 医業費用		1, 093, 978	△ 2, 781	1, 091, 197
		7 医師確保対策費	4, 500	△ 2, 781	1, 719
5 予備費			23, 324	△ 7, 368	15, 956
	1 予備費		23, 324	△ 7, 368	15, 956
		1 予備費	23, 324	△ 7, 368	15, 956
収 益 的 支 出 合 計			1, 227, 204	△ 10, 149	1, 217, 055

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			61,523	617	62,140
	1 出資金		60,055	△ 617	59,438
		1 他会計出資金	60,055	△ 617	59,438
	2 補助金		1,466	1,234	2,700
		1 他会計補助金	1,466	1,234	2,700
資 本 的 収 入 合 計			61,523	617	62,140

平成 2 9 年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金 額	説 明
1 病院事業収益		1, 127, 567	△ 10, 149	1, 117, 418			
2 医業外収益		201, 807	△ 10, 149	191, 658			
	1 補助金	136, 147	△ 10, 149	125, 998	1 他会計補助金	△ 10, 149	不採算地区病院 医師紹介手数料
収 益 的 収 入 合 計		1, 227, 204	△ 10, 149	1, 217, 055			

(支 出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金 額	説 明
1 病院事業費用		1,122,411	△ 2,781	1,119,630			
1 医業費用		1,093,978	△ 2,781	1,091,197			
	7 医師確保対策費	4,500	△ 2,781	1,719	2 交渉諸費	△ 2,781	医師紹介手数料
5 予備費		23,324	△ 7,368	15,956			
1 予備費		23,324	△ 7,368	15,956			
	1 予備費	23,324	△ 7,368	15,956	1 予備費	△ 7,368	
収 益 的 支 出 合 計		1,227,204	△ 10,149	1,217,055			

資 本 的 収 入

(収 入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金 額	説 明
1 資本的収入		61,523	617	62,140			
1 出資金		60,055	△ 617	59,438			
	1 他会計出資金	60,055	△ 617	59,438	1 一般会計出資金	△ 617	建設改良費
2 補助金		1,466	1,234	2,700			
	1 他会計補助金	1,466	1,234	2,700	1 国保会計補助金	1,234	国民健康保険調整交付金
資 本 的 収 入 合 計		61,523	617	62,140			

議案第 17 号

平成30年度 太良町一般会計予算

平成30年度太良町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月 **5** 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 18 号

平成30年度 太良町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成30年度 太良町国民健康保険特別会計予算

平成30年度太良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 20 号

平成30年度 太良町漁業集落排水特別会計予算

平成30年度太良町漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 21 号

平成30年度 太良町簡易水道特別会計予算

平成30年度太良町簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成30年度 太良町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度太良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------------|------------------------|-----|-----------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,380 戸 | | |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 348,000 m ³ | | |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 953 m ³ | | |
| (4) 主要な建設改良事業 | 上水道施設整備事業 | 事業費 | 12,315 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			支 出		
第1款 事業収益	55,800 千円		第1款 事業費	55,800 千円	
第1項 営業収益	54,880 千円		第1項 営業費用	45,111 千円	
第2項 営業外収益	920 千円		第2項 営業外費用	3,415 千円	
			第3項 特別損失	1 千円	
			第4項 予備費	7,273 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,998千円は当年度及び過年度分損益勘定留保資金16,998千円で補填するものとする）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	2千円	第1款 資本的支出	17,000千円
第1項 企業債	1千円	第1項 建設改良費	12,315千円
第2項 雑収益	1千円	第2項 企業債償還金	4,685千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 16,652千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は420千円と定める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成30年度 町立太良病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度町立太良病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

病床数 一般病床	60 床		
年間延入院患者数	17,073 人	1 日平均入院患者数	47 人
年間延外来患者数	63,871 人	1 日平均外来患者数	219 人
建設改良計画			
建物改修費			
・請負工事費	MR1 装置関連工事 外		46,450 千円
固定資産購入費			
・器 械	MR イメージング装置 外		85,530 千円
・備 品	コミュニケーション 外		3,240 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	1,131,867 千円
第1項	医業収益	931,613 千円
第2項	医業外収益	200,254 千円
第2款	訪問看護ステーション事業収益	34,624 千円
第1項	訪問看護事業収益	33,609 千円
第2項	訪問看護事業外収益	1,015 千円
第3款	居宅介護支援事業収益	12,702 千円
第1項	介護保険事業収益	12,607 千円
第2項	介護保険事業外収益	95 千円
第4款	通所リハビリテーション事業収益	43,272 千円
第1項	介護保険事業収益	43,272 千円
収 入 合 計		1,222,465 千円

— 病院2 —

支 出		
第1款	病院事業費用	1,128,192 千円
第1項	医業費用	1,100,457 千円
第2項	医業外費用	27,734 千円
第3項	特別損失	1 千円
第2款	訪問看護ステーション事業費用	34,236 千円
第1項	訪問看護事業費用	34,236 千円
第3款	居宅介護支援事業費用	14,888 千円
第1項	介護保険事業費用	14,888 千円
第4款	通所リハビリテーション事業費用	34,027 千円
第1項	介護保険事業費用	34,027 千円
第5款	予備費	11,122 千円
第1項	予備費	11,122 千円
支 出 合 計		1,222,465 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 88,041 千円は当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	108,475 千円
第1項	出資金	108,473 千円
第2項	固定資産売却代金	2 千円
支 出		
第1款	資本的支出	196,516 千円
第1項	建設改良費	135,220 千円
第2項	企業債償還金	61,296 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 763,071 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第6条 病院財政健全化及び救急医療のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 240,249 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は130,500 千円と定める。

平成30年3月**5**日提出

太良町長 岩 島 正 昭

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年3月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所 太良町大字多良1775番地

氏 名 岡 絵 里 子

生年月日 昭和40年4月22日

（提案理由）

平成30年6月30日をもって任期満了となる新宮信子氏の後任として岡 絵里子氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	発議第 1 号 太良町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定について

追 加 提 出 議 案 目 録

発議第1号 太良町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記のとおり

平成30年 3月14日

太良町議会議長 坂 口 久 信

平成30年 3月14日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	末次利男
賛成者	太良町議会議員	待永るい子
//	//	竹下泰信
//	//	田川浩
//	//	江口孝二
//	//	所賀廣
//	//	平古場公子
//	//	川下武則
//	//	久保繁幸
//	//	下平力人

太良町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

(別紙)

太良町議会議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保を図るため、太良町議会議員（以下「議員」という。）が、長期に亘って議会活動ができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和30年太良町条例第5号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町議会の会議等 太良町議会定例会・臨時会の本会議及び太良町議会委員会条例（昭和39年太良町条例第37号）並びに太良町議会会議規則（昭和39年太良町議会規則第13号）に基づき設置された委員会等をいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第26号）に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、町議会の会議等を欠席した日から次に町議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。

議員活動ができない期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の30
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の70

2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。ただし、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）のそれぞれ前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、第3条第1項に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 基準日の前6か月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額の割合が高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間の範囲内であって、かつ、町議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。

(3) 災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの

(議員報酬の停止)

第6条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を停止する。

2 前項の議員報酬の支給の停止の際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該停止はなかったものとみなす。

(期末手当の停止)

第7条 期末手当支給に係る基準日の前6か月以内の期間において、議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したとき又は禁錮以上の刑に処せられる判決が確定して、その執行猶予の言い渡しを受けたとき（罰金刑のみのときも含む。）は、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第9条 第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は、支給しない。

2 前項の場合において、刑の執行として刑事施設に収容されたときは、その処分が終了する日まで支給しない。

(期末手当の不支給)

第10条 期末手当支給に係る基準日のそれぞれ前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(日割り計算)

第11条 第3条第3項及び第6条第1項の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額とする。

(減額、停止および不支給の効力)

第12条 この条例の規定により前任期中に議員報酬等を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第13条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮り、これを決定するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議員の職責及び太良町議会への住民の信頼の確保を図るため、議員が長期に亘って議会活動が出来ない場合、議員報酬の及び期末手当を減額又は支給停止する必要があるので、この案を提出する。